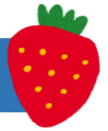




妊娠前



厚真町 不妊治療費等助成事業

不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療にかかる費用の一部を助成します。

【対象者】 次の①～⑤の全てに該当する方

- ①申請日時点で厚真町に引き続いて6カ月以上居住している（住所を有する）者
※配偶者の仕事の都合等でやむを得ず妻のみが町内に居住している場合も対象とします。
- ②不妊治療以外では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、実際に不妊治療を受けた者
- ③婚姻している夫婦（事実婚関係も含む）
- ④不妊治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ⑤申請日時点で町税等の滞納がないこと

【助成回数（1子ごと）】

- ①40歳未満の場合：6回 ②40歳以上43歳未満の場合：3回

※助成を受けた後、出産又は妊娠12週以降に死産に至った場合、助成回数がリセットされます。

【助成対象となる治療・経費と助成額】

（1）保険適用となる不妊治療費の自己負担分

＜対象経費＞

不妊治療に対する検査・治療のうち、健康保険の適用となる一般不妊治療（人工授精等）及び生殖補助医療（体外受精、顕微授精等）等の自己負担分。

＜助成額＞

治療を受けた夫婦の所得に応じて助成上限額が決まっています。

（2）先進医療の治療費

＜対象経費＞

医療保険適用の不妊治療と併用して実施された、厚生労働省にて先進医療として告示された技術を用いた検査・治療にかかる費用。

＜助成額＞

先進不妊治療の検査・治療に要した費用に10分の7をかけた額で、35,000円を上限。

（3）不妊治療のための通院に係る交通費

＜対象経費＞

上記（1）（2）の検査・治療を行うために医療機関を受診した際の交通費。

※自宅から医療機関まで片道25km未満の場合は対象外

※1回の治療につき、通院5回が上限

＜助成額＞

通院に要した費用の自己負担分（自宅から医療機関までの距離に応じた上限あり）に3分の2をかけた額。

不妊症とは・・・

妊娠を望む健康な男女が、避妊をせず普通に性生活を営んでいても、一定期間妊娠しない場合をいいます。日本産科婦人科学会では、「一定期間」を「1年」としています。不妊症と判断するには、それぞれのご夫婦によって事情も異なります。赤ちゃんが欲しいと思っているのになかなか妊娠しない場合には、専門の医師に相談することが大切です。